

## 社会福祉法人沖縄県共同募金会 災害見舞金交付規程

### (趣旨)

第1条 不測の災害により世帯員が死亡又は家屋に損害を被った世帯に対し、県民たすけあいの一環として見舞金を交付する。

### (定義)

第2条 この規程において災害とは、暴風、豪雨、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象または火事、もしくは爆発が原因で被害が生ずることをいう。

### (見舞金の範囲)

第3条 見舞金を交付する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災した者が、沖縄県内に居住する者であること
- (2) 被災した場所が、沖縄県内であること
- (3) 被災した家屋（借家を含む）が、生活の拠点としている家屋であること

### (見舞金の交付手続き)

第4条 見舞金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害見舞金交付申請書（様式1 以下「申請書」という。）に市町村の発行するり災証明書を添えて、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）に申請するものとする。

2 市町村社協は、1週間に1回を目処に申請書を取りまとめ、沖縄県共同募金会災害見舞金交付申請書（様式2 以下「県共募申請書」という。）を沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）に提出するものとする。

3 本会は、県共募申請書を受理したときは、内容を確認の上、市町村社協に見舞金を交付する。

4 市町村社協は、申請者に対して見舞金を交付する。

5 市町村社協は、見舞金交付の証しとして、災害見舞金受領書（様式5）に被災者から受領印を徴し、その写を本会に提出するものとする。ただし、申請書に基づいて金融機関口座へ振り込んだ場合、振込票の写しをもって替えることができる。

### (見舞金の種類及び金額)

第5条 見舞金の種類及び金額は、次のとおりとする。

種類	被災状況	金額
家屋災害見舞金	全焼・全壊	2万円
	半焼・半壊	1万円
	床上浸水	5千円
死亡弔慰金	世帯員の死亡	一人につき2万円

(適用除外)

第6条 次の各号の一つに該当する場合、この規程は適用しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、義援金の募集を行う災害
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条に規定する災害弔慰金または同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村長が支給したもの
- (3) 被災世帯の世帯員の故意又は重大な過失による災害

(原資)

第7条 災害見舞金の原資は、本会緊急配分金積立資産とする。ただし、当該市町村の共同募金委員会（支会・分会）において地域歳末たすけあい配分金の繰越金を有する場合、その額の二分の一以内を優先して配分するものとする。

(期限)

第8条 災害発生日から1年を経過した日以降の申請については、見舞金を交付しない。

(様式等)

第9条 この規程で用いる様式等は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 本規程に定めのない事項については、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成28年1月22日から施行する。

(様式1)

## 災害見舞金交付申請書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_社会福祉協議会会長 殿

申請者 住所\_\_\_\_\_

電話番号\_\_\_\_\_

世帯主氏名\_\_\_\_\_ 印

次のとおり災害見舞金の交付を申請します。

種 類	被災状況(下表参照)	金額(下表参照)
家屋災害見舞金		円
死亡弔慰金	人	円
合 計		円

(参考) 見舞金の種類及び金額

種 類	被災状況	金額
家屋災害見舞金	全焼・全壊	2万円
	半焼・半壊	1万円
	床上浸水	5千円
死亡弔慰金	世帯員の死亡	一人につき2万円

## 【被災の状況】

1 災害の発生日時 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (午前・午後) \_\_\_\_時\_\_\_\_分

2 災害の原因 \_\_\_\_\_

## 【見舞金受け取りの方法（希望に○）】

- 1 現金交付（交付決定後に交付日時と場所を連絡します）
- 2 口座振込

金融機関名	本支店名	預金種類	口座番号	(ふりがな) 口座名義

## 【民生委員または社会福祉協議会確認欄】（申請者は記入しないでください）

上記の被災状況が正確であることを確認しました。

確認年月日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

確認者氏名 \_\_\_\_\_（民生委員・社会福祉協議会職員）

※該当者に○

## 【添付書類】

り災証明書（市町村発行）1通